

福岡県公報

令和5年1月24日
第 367 号

目次

告示 (第37号 - 第48号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)	1
○道路の区域の変更	(道路維持課)	1
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課)	2
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○生活保護法に基づく指定介護機関の所在地の変更	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課)	5

公告

○産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の縦覧	(廃棄物対策課)	5
○県営土地改良事業計画の決定	(農村森林整備課)	5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5

内水面漁場管理委員会

○室見川における水産動植物の採捕禁止区域及び期間	(漁業管理課)	6
--------------------------	---------	---

再掲

- 家きん等の移動禁止の一部改正 (畜産課) 6
- 家きん等の移動禁止の一部改正 (畜産課) 7

告示

福岡県告示第37号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年1月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
北九州	県道	遠賀宗像自転車道	前	宗像市田野734番157先から 宗像市江口599番3先まで	4.0 ～ 8.6	186.4
			後	宗像市田野734番157先から 宗像市江口599番3先まで	3.5 ～ 8.6	186.4

福岡県告示第38号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年1月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
----------	-------	-----	-------	----	--------------	--------------

福 岡 県 道	瑞梅寺池田線	前	糸島市瑞梅寺139番13先から 糸島市瑞梅寺139番13先まで	53.6 ～ 78.3	137.6
		後	糸島市瑞梅寺139番13先から 糸島市瑞梅寺139番13先まで	53.6 ～ 135.0	

福岡県告示第39号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年1月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八 女 県 道		北矢部冬野黒木線	前	八女市黒木町大淵3721番1先から 八女市黒木町大淵3654番1先まで	5.8 ～ 20.0	252.0
			後	八女市黒木町大淵3721番1先から 八女市黒木町大淵3654番1先まで	9.7 ～ 33.1	

福岡県告示第40号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年1月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 区域の名称 殊正寺(2)
- 2 区域の所在地 八女市矢部村北矢部字松葉

3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から12号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と12号とを結んだ線に囲まれた区域

所 在 地	地 番	標柱番号
八女市矢部村北矢部字松葉	4802番	1号
	4826番1	2号
	4855番	3号
	4852番	4号及び5号
	4851番1	6号
	4831番	7号及び8号
	4835番1	9号
	4832番	10号から12号まで

福岡県告示第41号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年1月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 区域の名称 大島
- 2 区域の所在地 田川郡川崎町大字川崎字大平、字島廻、字法印橋、字大平ノ上、字吉原

3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から23号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と23号とを結んだ線に囲まれた区域

所 在 地	地 番	標柱番号

田川郡川崎町大字川崎字大平	206番 9	1号
	215番 1	2号から8号まで
田川郡川崎町大字川崎字島廻	218番20	9号及び10号
	218番16	11号、12号及び14号
	218番14	13号
	218番 1	15号
	181番17	16号
	218番21	17号及び18号
	218番24地先道路敷	19号
田川郡川崎町大字川崎字法印橋	188番 5	20号から22号まで
田川郡川崎町大字川崎字大平ノ上	213番 1	23号

福岡県告示第42号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年1月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
直方	県道	飯塚間線	前	宮若市山口3012番先から 宮若市山口3002番1先まで	9.2 ～ 13.0	118.7
			後	宮若市山口3012番先から 宮若市山口3002番1先まで	11.2 ～ 13.0	118.7

福岡県告示第43号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和5年1月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
田居262	訪問看護ステーション優	田川市大字楠1916-9	田川市大字伊田4191-1	R 4・11・14

福岡県告示第44号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和5年1月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
田介薬92	田中漢方薬局	田川市本町12-22	R 4・12・1
飯居440	三気堂薬局宮田店	宮若市長井鶴419-14	R 4・10・31

福岡県告示第45号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和5年1月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定年月日
中生歯55	鷹羽デンタルクリニック	中間市東中間一丁目3-7-7 Kタウン	R4・12・14
行生薬93	調剤薬局クスリのよこい	行橋市宮市町1-4	R4・11・8
宰生訪15	訪問看護ステーションてんまんぐう	太宰府市向佐野四丁目10-1	R5・1・1
春生訪17	ラヴィケア訪問看護ステーション	春日市小倉四丁目224-107号	R4・12・1
田川生訪35	訪問看護ステーション にちりん	田川郡福智町金田952-1	R5・1・1
直生訪18	訪問看護ステーション S a l l y	直方市大字中泉827-4	R4・12・1
飯生訪39	デイジー訪問看護ステーション	飯塚市柏の森149-8	R4・10・1
京生訪16	はるかぜ訪問看護ステーション	京都郡みやこ町犀川本庄334-1	R4・12・5

福岡県告示第46号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和5年1月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
小生薬40	そうごう薬局 小郡東野店	小郡市小郡632-8	R4・10・31
田生薬92	田中漢方薬局	田川市本町12-22	R4・12・1
宮生薬13	三気堂薬局宮田店	宮若市長井鶴419-14	R4・10・31
行生薬11	調剤薬局クスリのよこい	行橋市宮市町1-5	R4・11・7

福岡県告示第47号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和5年1月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
春生薬72	ファーマ春日調剤薬局	大信薬局 徳洲会病院前店	春日市須玖北四丁目34番地	R4・12・15

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
女生薬8	鯨島薬局	八女郡広川町大字長延607-2	八女郡広川町大字長延609-9	R4・11・20
直生薬101	こぐまの薬局	直方市感田2645番6号	直方市大字感田2649-4	R4・11・4
田生訪28	訪問看護ステーション 優	田川市大字楠1916-9	田川市大字伊田4191-1	R4・11・14

福岡県告示第48号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和5年1月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
大生マ49	森 つぎよ（心介訪問医療マッサージ）	大牟田市三里町二丁目7-7-206	R4・12・6
み生柔29	宮原 広衣（鍼灸接骨院 みや）	みやま市山川町立山1303-14	R4・12・20
み生はき7	宮原 広衣（鍼灸接骨院 みや）	みやま市山川町立山1303-14	R4・12・20
那珂生はき3	林 健太郎（なかがわ整骨院）	那珂川市中原三丁目127	R4・12・13

公 告

公告

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成2年福岡県条例第20号）第6条の2の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の提出があり、同条例第7条第2項の規定により指定地域を定め、同条例第3項の規定によりその旨を通知したので、同条例第8条第1項の規定により次のように公告し、当該環境調査書を縦覧に供する。

令和5年1月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 設置者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社文田建設
大牟田市新開町3番地114

代表取締役 文田 賢一

2 施設の種類及び処理能力

ガラスくず等及びがれき類の破碎施設

ガラスくず等 一日当たり 424 t

がれき類 一日当たり 680 t

3 設置場所

大牟田市新開町3番114

4 指定地域

大牟田市新開町、西新町及び岬町の各一部

上の区域を図面において表示し、5に掲げる場所に備え置いて縦覧に供する。

5 縦覧の場所

福岡県環境部廃棄物対策課及び福岡県南筑後保健福祉環境事務所環境指導課

6 縦覧の期間

令和5年1月24日から同年2月24日まで

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和5年1月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営糸島市地区土地改良（農業用排水施設整備）事業計画書の写し	令和5年1月24日から 令和5年2月21日まで	糸島市役所

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年1月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
宗像市徳重字本村197番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
宗像市東郷1168番地6
株式会社ゆり庵
代表取締役 野崎 幸重

内水面漁場管理委員会

福岡県内水面漁場管理委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、シロウオ産卵場の保護を図るため、室見川における水産動植物の採捕禁止区域及び期間を次のとおり指示する。

ただし、福岡県漁業調整規則（令和2年福岡県規則第62号）第33条に基づくしろうおやなによる採捕、試験研究機関等が試験研究等のためにする採捕及び陸岸からの竿釣り、手釣りについてはこの限りでない。

令和5年1月24日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 中園正彦

- 1 禁止区域
室見川のうち、次のイ線からロ線までの区域
イ線 福岡市西区愛宕、室見橋の上流端の線
ロ線 福岡市西区福重、新道井堰の下流端の線
- 2 禁止期間
令和5年3月1日から令和5年5月31日まで

再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第7号の2

高病原性鳥インフルエンザまん延防止のための家きん等の移動禁止（令和4年12月告示第1048号の3）の一部を次のように改正し、令和5年1月12日から適用する。

令和5年1月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

〔2 搬出制限区域

- (1) 糸島市（井田、井原、長野、二丈 波呂、波多江、前原、三雲、山北、雷山、池田、板持、板持一丁目、板持二丁目、岩本、浦志、浦志一丁目、浦志二丁目、浦志三丁目、潤、潤一丁目、潤二丁目、潤三丁目、潤四丁目、玉丸、加布里、川原、高来寺、志登、志摩 井田原、志摩 稲留、志摩 稲葉、志摩 岐志、志摩 久家、志摩 芥屋、志摩 小金丸、志摩 小富士、志摩 新町、志摩 津和崎、志摩 西貝塚、志摩 初、志摩 馬場、志摩 東貝塚、志摩 船越、志摩 松隈、志摩 御床、志摩 師吉、志摩 吉田、白糸、新田、瑞梅寺、末永、大門、高祖、高田、高田一丁目、高田二丁目、高田三丁目、高田四丁目、高田五丁目、千早新田、泊、西堂、二丈 一貴山、二丈 石崎、二丈 片山、二丈 上深江、二丈 長石、二丈 浜窪、二丈 深江、二丈 福井、二丈 松末、二丈 満吉、波多江駅北一丁目、波多江駅北二丁目、波多江駅北三丁目、波多江駅北四丁目、波多江駅南一丁目、波多江駅南二丁目、前原北一丁目、前原北二丁目、前原北三丁目、前原北四丁目、前原中央一丁目、前原中央二丁目、前原中央三丁目、前原西二丁目、前原西三丁目、前原西四丁目、前原西五丁目、前原東一丁目、前原東二丁目、前原東三丁目、油比、志摩 桜井の一部（県道567号線井牟田と県道54号線野北を結ぶ道路の南側）、志摩 野北の一部（県道567号線井牟田と県道54号線野北を結ぶ道路の南側）

(2) 福岡市

西区（大字飯氏、大字飯盛、今宿青木、今宿上ノ原、今宿町、今津、大字宇田川原、大字金武、大字草場、大字桑原、大字下山門、大字拾六町、大字周船寺、大字千里、太郎丸一丁目、太郎丸二丁目、太郎丸三丁目、太郎丸四丁目、大字太郎丸、大字徳永、大字野方、大字羽根戸、大字女原、大字元岡、元浜一丁目、元浜二丁目、元浜三丁目、元浜四丁目、横浜一丁目、横浜二丁目、横浜三丁目、大字吉武、野方二丁目、野方三丁目、野方四丁目、野方五丁目、野方六丁目、野方

七丁目、生の松原四丁目、今宿駅前一丁目、今宿東一丁目、今宿東二丁目、今宿東三丁目、上山門三丁目、拾六町四丁目、泉一丁目、泉二丁目、泉三丁目、周船寺一丁目、周船寺二丁目、周船寺三丁目、田尻一丁目、生松台一丁目、生松台二丁目、生松台三丁目、今宿一丁目、今宿二丁目、今宿三丁目、西の丘一丁目、西の丘二丁目、西の丘三丁目、富士見一丁目、富士見二丁目、富士見三丁目、九大新町、今宿西一丁目、北原一丁目、西都一丁目、西都二丁目、徳永北、女原北、北原二丁目、田尻二丁目、田尻三丁目、田尻東一丁目、田尻東二丁目、田尻東三丁目、田尻東四丁目、学園通一丁目、学園通二丁目、学園通三丁目、丸川一丁目、丸川二丁目)

早良区(大字飯場、大字曲淵)」を削る。

福岡県公公式条例(昭和25年福岡県条例第46号)第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第7号の3

高病原性鳥インフルエンザまん延防止のための家きん等の移動禁止(令和4年12月告示第1070号の3)の一部を次のように改正し、令和5年1月12日から適用する。

令和5年1月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

〔2 搬出制限区域

(1) 糸島市(長野、二丈 武、二丈 松国、池田、板持、板持一丁目、板持二丁目、岩本、浦志、浦志一丁目、浦志二丁目、浦志三丁目、潤、潤一丁目、潤二丁目、潤三丁目、潤四丁目、王丸、加布里、川原、高来寺、志登、志摩 井田原、志摩 稲留、志摩 稲葉、志摩 岐志、志摩 久家、志摩 小金丸、志摩 小富士、志摩 新町、志摩 津和崎、志摩 西貝塚、志摩 初、志摩 馬場、志摩 東貝塚、志摩 船越、志摩 松隈、志摩 御床、志摩 師吉、志摩 吉田、白糸、新田、末永、大門、高祖、高田、高田一丁目、高田二丁目、高田三丁目、高田四丁目、高田五丁目、千早新田、泊、西堂、二丈 一貴山、二丈 石崎、二丈 片山、二丈 上深江、二丈 田中、二丈 長石、二丈 浜窪、二丈 波呂、二丈 深江、二丈 福井、二丈 松末、二丈 満吉、波多江駅北一丁目、波多江駅北二

丁目、波多江駅北三丁目、波多江駅北四丁目、波多江駅南一丁目、波多江駅南二丁目、前原、前原北一丁目、前原北二丁目、前原北三丁目、前原北四丁目、前原中央一丁目、前原中央二丁目、前原中央三丁目、前原西一丁目、前原西二丁目、前原西三丁目、前原西四丁目、前原西五丁目、前原東一丁目、前原東二丁目、前原東三丁目、油比、井原の一部(県道563号線より西側を除く)、瀬戸の一部(県道49号線より北側を除く)志摩 桜井の一部(県道567号線井牟田と県道54号線野北を結ぶ道路の南側)、志摩 野北の一部(県道85号線と54号線より南側)

(2) 福岡市

西区(大字飯氏、大字飯盛、壱岐団地、今宿青木、今宿上ノ原、今宿町、今津、大字宇田川原、大字金武、大字草場、大字桑原、大字下山門、下山門団地、大字拾六町、拾六町団地、大字周船寺、大字千里、太郎丸一丁目、太郎丸二丁目、太郎丸三丁目、太郎丸四丁目、大字太郎丸、大字徳永、大字野方、大字羽根戸、大字女原、大字元岡、元浜一丁目、元浜二丁目、元浜三丁目、元浜四丁目、横浜一丁目、横浜二丁目、横浜三丁目、大字吉武、戸切二丁目、戸切三丁目、野方一丁目、野方二丁目、野方三丁目、野方四丁目、野方五丁目、野方六丁目、野方七丁目、生の松原一丁目、生の松原二丁目、生の松原三丁目、生の松原四丁目、今宿駅前一丁目、今宿東一丁目、今宿東二丁目、今宿東三丁目、上山門一丁目、上山門二丁目、上山門三丁目、拾六町二丁目、拾六町三丁目、拾六町四丁目、拾六町五丁目、泉一丁目、泉二丁目、泉三丁目、周船寺一丁目、周船寺二丁目、周船寺三丁目、田尻一丁目、生松台一丁目、生松台二丁目、生松台三丁目、今宿一丁目、今宿二丁目、今宿三丁目、大字西入部、西の丘一丁目、西の丘二丁目、西の丘三丁目、室見が丘一丁目、室見が丘二丁目、室見が丘三丁目、富士見一丁目、富士見二丁目、富士見三丁目、九大新町、今宿西一丁目、北原一丁目、西都一丁目、西都二丁目、徳永北、女原北、北原二丁目、田尻二丁目、田尻三丁目、田尻東一丁目、田尻東二丁目、田尻東三丁目、田尻東四丁目、学園通一丁目、学園通二丁目、学園通三丁目、丸川一丁目、丸川二丁目)

早良区(大字飯場、大字西入部、大字曲淵)」を削る。